

人種差別撤廃条約  
第7回・第8回・第9回  
政府報告  
(仮訳)

平成25年1月

## 目次

### I. 序論

### II. 総論

1. 我が国に関する基本的情報
2. 人権を擁護している一般的法的枠組
3. 女性の状況に関する情報
4. アイヌの人々
5. 在日外国人の状況及び人権擁護のための取組
6. 在日韓国・朝鮮人
7. 難民

### III. 逐条報告

#### 第2条

1. 差別の禁止に関する憲法上及び法律上の規定
2. 法務省の人権擁護機関の取組
3. 公務員に対する人権教育・研修

#### 第3条

#### 第4条

1. 留保
2. 流布、扇動、暴力の処罰化
3. 情報分野における規制等
4. 扇動団体の活動の禁止
5. 人種差別的動機の刑法上の取扱い
6. 国内裁判所の関連判決

#### 第5条

1. 裁判所の前で平等な取扱いを受ける権利
2. 暴力又は傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利
3. 政治的権利
4. 市民的権利
5. 経済的、社会的及び文化的権利
6. 公衆の使用を目的とする場所又はサービスを利用する権利

## 7. 社会的指標に関する情報

### 第6条

1. 司法機関による救済
2. 行政機関による救済
3. 司法アクセスの確保
4. 犯罪被害者支援
5. 民事訴訟における立証責任
6. 個人通報制度

### 第7条

1. 教育及び教授
2. 文化
3. 情報

別添1：世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数

別添2：地域別外国人登録者数の推移

別添3：国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

別添4：年齢別、男女別及び配偶関係別外国人数の推移

別添5：在留資格（在留目的）別外国人登録者数の推移

別添6：産業別、雇用事業所規模別外国人労働者数の推移

別添7：国籍（出身地）別不法在留者取締り数の推移

別添8：国籍（出身地）別被送還者数の推移

別添9：国籍別難民認定・その他の庇護数

別添10：我が国における難民庇護の状況等

別添11：外国人に関する人権侵犯及び相談件数の推移に関する統計資料

## I. 序論

1. 日本政府は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）第9条の規定に基づき、第7回・第8回・第9回人種差別撤廃条約政府報告を提出する。この報告書は、日本政府が2008年8月に提出した第3回・第4回・第5回・第6回政府報告（CERD/C/JPN/3-6）を更新したものであり、加えて基本的に第3回・第4回・第5回・第6回政府報告提出以降2012年12月までに我が国が人種差別の撤廃のためにとった措置等について記載している。

2. 今回の報告作成にあたっては、外務省のホームページを通じて広く一般から意見を聴取するとともに、一般市民・NGOの意見を聴くための意見交換会を開催した。政府は、人権尊重の促進に向けた民間レベルでの活動の重要性を認識し、今後とも引き続き市民社会との対話を重視し、継続していく考えである。

なお、今次報告についても、これまでの報告と同様、NGO等市民社会が利用することが可能であるように周知・配布していく。

3. 我が国は、人種差別と戦うためあらゆる方策を講じている。国内最高法規である憲法に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、直接的又は間接的といった形態如何を問わず、いかなる差別もない法の下での平等を保障している。我が国は、かかる憲法の理念に基づき、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現すべく努力してきており、我が国は、今後もいかなる差別もなく、一人一人が個人として尊重され、その人格を発展させることのできる社会をめざし、たゆまぬ努力を行っていきたいと考える。

## II. 総論

### 1. 我が国に関する基本的情報

4. 国土や人口等我が国に関する基本的情報については、国際人権諸条約に基づく政府報告「コア文書」（HRI/CORE/JPN/2012）参照。

### 2. 人権を擁護している一般的法的枠組

5. 第1回・第2回政府報告パラグラフ3から5参照。

6. 法務省の人権擁護機関の仕組みについては、Ⅲ. 第6条2. (1) 参照。

### 3. 女性の状況に関する情報

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

7. 配偶者からの暴力を防止し、人権擁護と男女平等の実現を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)が2001年4月に公布された。同法は、2004年6月に第一次改正が行われ、さらに2007年7月には、保護命令の拡充や市町村についての規定の強化を柱とした改正法が成立し、2008年1月に施行された。

8. 同法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。

9. 第二次改正の主な内容は、以下のとおり。

(a) 保護命令制度<sup>1</sup>の拡充

(i) 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

(ii) 電話等を禁止する保護命令

(iii) 被害者の親族等への接近禁止命令

(b) 市町村基本計画の策定の努力義務

(c) 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

(i) 市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とする改正

(ii) 配偶者暴力相談支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保を明記する改正

(d) 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の通知 など。

(2) 政府の取組

10. 政府においては、2007年の第二次改正を踏まえ、既存の基本方針を見直し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本

---

<sup>1</sup> 保護命令制度: 被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を行った配偶者に対し、一定期間、被害者又は被害者の子や親族等へのつきまとい等の禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じ、その命令違反には刑罰が科されるという制度。

的な方針」を２００８年１月１１日に策定した。

１１．また、内閣府に置かれている男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会において、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行い、当検討結果は、２０１０年１２月１７日に政府において策定された「第３次男女共同参画基本計画」に盛り込まれている。現在は、当計画に基づき、夫・パートナーからの暴力を含む女性に対する暴力に関し、幅広い取組を推進している。

１２．その取組の一つとして、２０１１年度に、全国２０歳以上の男女５，０００人を対象とした「男女間における暴力に関する調査」を実施し、２０１２年４月に調査結果を発表した。

#### ４．アイヌの人々

##### (１) 北海道アイヌ生活実態調査

１３．第３回・第４回・第５回・第６回政府報告パラグラフ１０、１１参照。

##### (２) 北海道アイヌ生活向上関連施策等

１４．第３回・第４回・第５回・第６回政府報告パラグラフ１２参照。

##### (３) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

１５．２００８年６月、我が国国会においてアイヌ民族に関する決議が全会一致で採択された。これを受けて、政府は官房長官談話を発出した。政府は、官房長官談話を踏まえ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催することを決定した。

１６．同懇談会には、アイヌの方も委員として参画し、アイヌの歴史や先住民族としての意義、アイヌ政策の新たな理念及び具体的政策のあり方について総合的な検討を行った。２００９年７月に官房長官に提出された有識者懇談会報告書は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を参照しつつ、我が国及びアイヌの人々の実情に応じた、今後の我が国のアイヌ政策の在り方を提言した。

##### (４) アイヌ政策推進会議

１７．有識者懇談会報告書の提言を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ

総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府は、2009年12月、官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」の開催を決定した。アイヌ政策推進会議には、複数のアイヌの代表も参画し、有識者懇談会報告書で提言された各種政策のフォローアップなど、我が国のアイヌ政策全般の推進等について、意見交換を行っている。

18. 特に専門的検討を要する「北海道外アイヌの生活実態調査」、「民族共生の象徴となる空間」の二つの課題については、2010年3月から作業部会を設けて、1年間にわたり検討を行った。

19. 「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会は、アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるよう、全国的見地から必要な政策を検討するために、生活基盤を北海道外に移したアイヌの人々の生活等の実態を調査したものである。調査結果によると、北海道外及び北海道内のアイヌの人々の生活実態は近似しているが、一般国民と比較すると、生活、教育等の面でなお格差が存在することが明らかとなった。

20. 「民族共生の象徴となる空間」作業部会では、有識者懇談会報告書で最も重要な施策として提言された「民族共生の象徴となる空間」について、基本的なコンセプト、ビジョンを検討した。

21. 両作業部会は、2011年6月に検討結果を取りまとめ、アイヌ政策推進会議に報告した。その後、2011年8月に、新たに「政策推進作業部会」を設置し、主に①「民族共生の象徴となる空間」の具体化、②「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の展開、③アイヌの歴史、文化等に対する国民理解を促進するための活動、の三点について検討を行っている。

22. アイヌ政策推進会議やこれらの作業部会の構成員のうち、アイヌの代表は1/3かそれ以上を占めるほか、他の構成員の多くが、アイヌ文化・アイヌ政策に精通した専門家で構成されている。

(5) アイヌの人々の人権擁護

23. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ13参照。

(6) 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発

に関する法律」に基づく施策

24. 同法に基づく施策については、第1回・第2回政府報告パラグラフ19及びⅢ. 第7条2.(1)参照。

#### 5. 在日外国人の現状及び人権擁護のための取組

##### (1) 基本的枠組み

25. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ19、20参照。

##### (2) 在日外国人の内訳

26. 2011年末現在、在留の資格別にみると、外国人登録者数全体の47.5%は特別永住者及び永住者、8.7%が「日本人の配偶者等」、8.6%が「定住者」となっている。

就労が認められている在留資格の外国人は、9.6%となっている。就労が認められている外国人の数は、2011年末は20万271人で、前年に比し6、956人(3.4%)減少している。

出身地域別にみると、「技術」の92.0%、「投資・経営」の78.9%はアジア地域出身者が占めている。また、「教育」の64.3%は北米地域出身者が、「宗教」の43.6%はアジア地域出身者、37.2%は北米地域出身者が占めている。

##### (3) 在留資格制度

27. 我が国が、外国人が日本に入国し在留するための基本的な枠組みとして、在留資格制度をとっていることについては、第1回・第2回政府報告パラグラフ20参照。

28. なお、外国人の適正な在留管理の確保と適法に在留する外国人の利便性の向上に資するため、2012年7月から新しい在留管理制度を導入するとともに、外国人登録制度を廃止した。

##### (4) 外国人労働者

29. 我が国が、いわゆる単純労働に従事する意図を有する外国人については原則として入国を認めていないことについては、第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ17参照。

30. また、2012年5月7日から、高度人材の受入れを促進するため、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が一定の



点数に達した外国人を「高度人材」と認定して出入国管理上の優遇措置を講じる制度を導入しているが、この制度の認定基準は、上記のとおり客観的な基準であり、人種、民族等を理由に差別的な取扱いが行っていない。

#### (5) 不法残留者

31. 2012年1月1日現在の不法残留者数は、6万7,065人で、過去最高であった1993年5月1日時点の29万8,646人から比べると約23万人の減少となっており、前回報告以降一貫して減少している。また、2011年に退去強制手続を執った者は2万659人であり、そのうち不法就労事実が認められた者は1万3,913人である。これらの不法就労者のうち、就労期間が「3年を超える」者が7,932人で、不法就労者の約57%を占め、このうち「5年を超える」者は不法就労者全体の約39.5%を占めるなど、依然として入管法違反者の多数が不法就労に従事し、就労期間の長期化、不法就労者の定着化の傾向が見られる。

32. 不法就労者問題は、出入国管理行政の適正な運営を阻害するにとどまらず、それらの者の弱みにつけ込んだ中間搾取、強制労働、人身取引等が行われるなど犯罪の温床ともなり、また人権侵害のケースも指摘されていることから、関係省庁が連携の上、不法就労者の入国・就労に関与しているブローカー、暴力団関係者、悪質な事業主等の取締りを行っている。

#### (6) 人身取引対策

33. 我が国では、人身取引は重大な人権侵害であると認識し、2004年12月に策定された「人身取引対策行動計画」（2009年12月改定）に基づき対応している。その結果、2011年中に日本政府で保護した被害者は45人であり、うち、入国管理局が人身取引被害者として保護（帰国支援を含む。）の手続きを執った外国人は21人である。被害者数は入国管理局が統計を取り始めた2005年に115人保護した後大幅に減少し、ここ数年は20～30人前後で推移している。

#### (7) 教育

34. 在日外国人の子どもへの教育については、Ⅲ. 第5条5（4）参照。

### 6. 在日韓国・朝鮮人

#### (1) 歴史的背景及び在留人数

35. 在日韓国・朝鮮人の歴史的背景については第3回・第4回・第5回・第

6回政府報告パラグラフ21参照。ただし、在日韓国・朝鮮人が日本に在留する外国人全体に占める割合は、2011年末時点で18.5%まで減少してきている。

36. 在日韓国・朝鮮人は、「特別永住者」として日本に在留しており、その数は、2011年末現在、38万5,232人である（なお、「特別永住者」の総数は、38万9,085人で、韓国・朝鮮の他、中国が2,597人いる。また、この他にその他の国籍（出身地）の者もいる。）。地域別では、大阪府に居住するものが26.2%、次いで東京都に居住しているものが12.3%である。

## （2）法的地位

37. 第1回・第2回政府報告パラグラフ39参照。

38. 出入国管理特例法の優遇措置に関しては、第1・2回政府報告パラグラフ41から43、第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ23参照。

39. 特別永住者の再入国許可の有効期間については、従来から、企業の駐在員等として海外で勤務したり、海外に留学する場合等を考慮して、特別永住者以外の外国人よりも長期間を認めることとしてきたところであるが、2012年7月に出入国管理特例法が一部改正され、有効期間の上限が4年から6年に伸長され（特別永住者以外の外国人は3年から5年に伸長）、また、日本国外での再入国許可延長の期間についても、当初の許可から7年に伸長された（特別永住者以外の外国人は6年に伸長）。

40. さらに、「みなし再入国許可」の制度が導入され、有効な旅券等を所持して出国する特別永住者は、出国後2年以内に再入国する場合は原則として再入国許可を受ける必要がなくなった（特別永住者以外の外国人は、出国後1年以内に再入国する場合に「みなし再入国許可」が適用される。）。

## （3）教育

41. 在日韓国・朝鮮人についても、Ⅲ. 第5条5（4）に記載の内容と同様、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。また、在日韓国・朝鮮人の子どもたちの公立学校での受入れに当たって、適切な日本語指導や適応指導を行うための体制整備を図るために文部科学省として実

施している具体的施策や、当該児童生徒に対する母語・母文化等の学習機会の保障、日本人の子どもたちに対する国際理解教育の推進についても、Ⅲ. 第5条5（4）に記載のような取組を着実に実施している。

42. このほか、社会教育においても、青少年、成人、女性等を対象とした学級・講座等の中で、地域の実情に応じて韓国・朝鮮語、韓国・朝鮮文化等の国際理解に関する多様な学習活動が行われている。

43. 在日韓国・朝鮮人が日本の学校教育を受けることを希望しない場合は、その多くが韓国・朝鮮人学校に通学している。なお、韓国・朝鮮人学校については、その殆どが各種学校として都道府県知事の認可を受けているところである。

44. 我が国では、高等学校卒業程度以上の学力を認定する試験として、2005年1月に「高等学校卒業程度認定試験」を創設し、当該年度末までに満16歳以上になる者であれば、国籍を問わず、誰でも受験できることとしたところであるが、さらに、2003年9月には、大学入学資格の弾力化のための制度改正を行い、我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設の課程を修了した者に、大学入学資格を認めることとした。これらを卒業した者には大学入学資格を認めている。

45. また、同改正により、大学の個別審査により個人の学習歴等を適切に審査して高校卒業と同等以上の学力があると認められる者については、韓国・朝鮮人学校卒業者を含め、大学入学資格を認めることとした。

（4）児童・生徒等に対する嫌がらせ等の行為への対応

46. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ26参照。

47. さらに、2009年4月に北朝鮮によるミサイル発射が行われたとの報道がされた際、同年5月に北朝鮮による地下核実験が行われたとの報道がされた際並びに2012年4月及び12月に北朝鮮によるミサイル発射が行われたとの報道がされた際にも、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせ等の行為の発生を防ぐため、啓発活動を実施するとともに、嫌がらせ等に対する人権相談等を通じて適切な措置を講じた。

(5) 就労

48. 第1回・第2回政府報告パラグラフ49、50参照。

7. 難民

(1) 難民の取扱い

49. 難民の取扱いについては、第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ28参照。

50. なお、我が国においては、本邦にある外国人から難民認定の申請があった場合、難民については条約に基づき確実に難民として認定しており、条約上の難民には該当しなかった者についても、本国の事情や本邦における在留状況等を個々に考慮し、庇護を与えるのが適当と認められる場合は、在留を特別に認め、保護している。また、難民認定申請者の法的地位を早期に安定させるため、標準処理（審査）期間を6か月と設定して迅速処理に当たっているほか、異議申立てについても、難民審査参与員を倍増（28人から56人）し、手続の迅速化を図っている。

51. 難民認定手続に関しても、申請希望者を対象とした案内パンフレットを14ヶ国語で作成し、全国の地方入国管理局及びインターネット上で入手可能としているほか、難民申請に係るインタビューにおいては、原則として申請者が希望する言語の通訳人を介して行うなど、申請者に配慮した手続に努めている。

適切な難民該当性判断のため、国連高等難民弁務官事務所の協力も得つつ、高度な知識及び調査能力を備えた難民調査官の育成を目的とした研修を実施している。

52. 2012年2月10日には、難民を支援する民間団体・NGOとの連携・協力体制を構築し、難民関係の行政に関する改善点を探る協議や難民申請中等の者に対する支援にかかる情報交換等を行っている。

53. 2011年12月末までの難民認定事務の処理状況は以下のとおり。

申請	11,754人
----	---------

審査結果	認定	598 人
	不認定	9,440 人
	取下げ等	997 人

54. 我が国に難民認定制度が発足した1982年1月から2011年12月末までに、難民として認定した者は、598人である。また、難民とは認定しなかったものの、庇護のための在留を認めた者が1,994人いる。

55. なお、この難民認定制度は本邦にある外国人からの申請を可能としているが我が国ではこの難民認定制度とは別の制度によりインドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）及びミャンマーから定住難民を受け入れており、その数は2011年12月末で1万1,364人となっている。この定住難民として受入れた者が難民の認定を受けることも可能であり、実際に難民の認定を受けている者もいる。

#### （2）インドシナ難民の定住受入れ

56. 我が国におけるインドシナ難民の定住受入れは、1978年より我が国に一時滞在しているベトナム難民について定住を許可することから始まった。次いで、1979年よりアジア諸国に滞在中のインドシナ難民についても定住許可の対象とし、その後、2度に亘り定住許可条件が緩和され、インドシナ三国における政変前に留学生等として日本に滞在していた者や合法出国計画（ODP：Orderly Departure Program）に基づくベトナムからの家族呼び寄せによって入国する者についても、定住が許可されることとなった。我が国が定住を受け入れたインドシナ難民は、2005年12月末で1万1,319人となっている。

57. なお、ODPに基づくベトナムからの家族呼び寄せについては、インドシナ三国の政情が安定した等の理由から、2004年3月末日をもって申請受付を終了することとした。

#### （3）インドシナ難民及び条約難民の定住促進策並びに第三国定住による難民の受入れ

58. 政府は、1979年の閣議了解によって、インドシナ難民の日本への定住促進のため、日本語教育、職業訓練、就職あっせんなどを行うことを決定し、これらの業務を旧財団法人（現公益財団法人）アジア福祉教育財団に委託することとした。それを受け、同財団では、難民事業本部を同財団内に設置、引き

続き姫路（兵庫県）定住促進センター（１９９６年３月閉鎖）、翌１９８０年には大和（神奈川県）定住促進センター（１９９８年３月閉鎖）、１９８２年には大村（長崎県）難民一時レセプション・センター（１９９５年３月閉鎖）を設置した。また、１９８３年には、東京都に国際救援センターを開設した。開設以来の実績としては、２００５年１２月末現在で、合計で入所者１万１５２３人となっている。

５９．同様に入管法に基づき難民と認定された条約難民についても、２００２年８月７日の閣議了解に基づき、関係各省庁が各種援護措置を講じることとされ、２００５年度までにインドシナ難民と同様の援護措置を計２５名に対して国際救援センターにおいて実施した。２００６年４月からは、新たに条約難民の定住支援施設「ＲＨＱ支援センター」において、日本語教育、生活ガイダンス、職業相談等の定住支援を開始することとした。

６０．政府は、国際貢献及び人道支援の観点から、２００８年１２月１６日の閣議了解等に基づき、２０１０年度から、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民約３０人（家族単位）を、年に１回のペースで３年連続してパイロットケースとして受け入れることとし、２０１１年度末までに９家族４５名が来日している。２０１２年３月には、このパイロットケースを２０１３年度以降も２年間継続すること、キャンプ地の拡大、定住支援の充実等が決定された。

#### （４）生活状況

６１．２０００年のインドシナ難民の定住状況調査のアンケート（アジア福祉教育財団難民事業本部実施）によると、比較的順調に定住が進んでいるといえるが、日本語が困難な者の割合は３５％に達する結果も出ているところである。また、難民事業本部が行ってきた定住支援・生活相談等を通じてインドシナ難民の定住状況を見ると、来日して以降の年月の経過に伴い、難民１世の高齢化による問題等が出てきているが、日本社会への定住状況は安定している。

６２．我が国に定住するインドシナ難民を始め、条約難民及び第三国定住難民の多くは、雇用主、地域社会の理解と支援に支えられて比較的順調に職場や地域社会に適応していると考えられる一方、定住難民の数が次第に増加していく中で、中には言語、習慣等の違いから日常生活において様々な問題に直面しているケースもみられる。このような状況を踏まえ、現在、政府から本事業を受託しているアジア福祉教育財団（難民事業本部）では、複雑化・専門化する相談内容と本人、その家族及び事業主等に対する綿密かつ長期間にわたる相談・

指導に対応するため、相談員を本部及び国際救援センター（２００６年４月以降は、「R HQ支援センター」）に配置し、定住支援施設退所後も引き続き生活相談を実施している。また、２０１２年度からは第三国定住難民の定住先地域に地域定住支援員を配置し、第三国定住難民が、定住先の地域社会において生活を立ち上げ、定住に至る過程で必要となる生活支援を行っている。

６３．この他、インドシナ難民、条約難民及び第三国定住難民の円滑な定住にとって地域住民の理解と協力は不可欠であることから、同財団では、毎年「日本定住難民とのつどい」を開催し、地域住民との交流による相互理解の増進に努めている。

６４．さらに難民認定申請者に対しても難民認定申請の結果が判明するまで、生活費、住居費（一時的な居住施設の提供を含む。）及び医療費の支援を必要に応じて行っている。

### Ⅲ．逐条報告

#### 第２条

##### １．差別の禁止に関する憲法上及び法律上の規定

６５．第１回・第２回政府報告パラグラフ５９、６０、６２参照。

##### ２．法務省の人権擁護機関の取組

６６．法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程、及び人権擁護委員法等に基づき、人種差別を含む人権侵害につき所要の調査を行い、事案に応じて適切な措置がとられている。

６７．我が国としては、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設を重要な課題と位置づけており、２０１２年１１月、内閣は、人権委員会を設置するための法律案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案を国会に提出した。人権委員会は、その職務の遂行に際して、政府から指揮監督を受けないなど、政府から独立性を有する委員会であり、パリ原則に沿ったものになっている。同法案は、２０１２年１１月１６日、衆議院の解散により廃案となったが、政府として引き続き必要な準備を進めていく。

### 3. 公務員に対する人権教育・研修

#### (1) 公務員全般

68. 行政官については、人事院が、国家公務員を対象として自ら実施する各種研修において人権に関するカリキュラムを設けるとともに、各府省に対して、各府省が実施する研修における人権尊重に関する教育の充実について指導を行ってきている。これを受けて、各府省においても、人権尊重に関する教育を実施している。

69. 法務省では、「人権教育のための世界計画」第2フェーズ行動計画の趣旨に沿い、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回開催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回開催している。

#### (2) 警察職員

70. 警察は、犯罪捜査等の人権に関わりの深い職務を行っていることから、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（2000年国家公安委員会規則第1号）」において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の重点項目に掲げ、人権教育を積極的かつ継続的に実施している。

71. 新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施している。

72. 犯罪捜査、留置管理、被害者対策等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修等のあらゆる機会を捉え、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

#### (3) 検察職員

73. 法務省では、検察職員に対して、任官時及びその経験年数等に応じて受講が義務づけられている各種研修において、人種差別撤廃条約を含む国際人権関係条約に関する講義を実施している。



#### (4) 矯正施設職員

74. 矯正施設の職員に対しては、矯正研修所及び同支所における採用年数や職務に応じた各種研修プログラムにおいて、被収容者の人権の尊重を図る観点から、憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する講義や行動科学的な視点を取り入れた研修等を実施している。また、各矯正施設においても、実務に即した自庁研修を行うなどにより、職員の人権意識の向上に努めている。

#### (5) 更生保護官署関係職員

75. 更生保護官署関係職員に対しては、保護観察官等を対象とした研修において、保護観察対象者等の人権に関する講義を実施している。

#### (6) 入管職員

76. 入管職員に対しては、各種職員研修において、人権関係諸条約等について講義を実施し、人権に対する意識の一層の向上を図っている。

#### (7) 裁判官

77. 日本政府は、裁判官の研修及び司法修習生の修習をつかさどる司法研修所においては、裁判官の研修カリキュラムに人権問題に関する講義が設けられており、例えば、刑事手続と人権の問題、女性や児童の権利の問題、DV問題、同和問題、外国人の人権の問題、国際人権条約等の国際人権法にかかわる問題等をテーマとした講義が実施されているものと承知している。また、司法修習生の修習カリキュラムについても、人権に関する講義等が設けられているものと承知している。

#### (8) 裁判官以外の裁判所職員

78. 日本政府は、裁判官以外の裁判所職員の研修をつかさどる裁判所職員総合研修所においては、同職員の研修カリキュラムに基本的人権の保障、DV問題等をテーマとした講義が設けられているものと承知している。

#### (9) 地方公務員

79. 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っており、その中で人権教育に関する講義を行っている。

#### (10) 教師

80. 独立行政法人教員研修センターにおいて、人権教育の指導的立場を担う者を対象として、人権教育に関する国内外の動向や人権教育に関する効果的な指導方法等について、研究協議及び演習等を行うことにより、児童生徒に人権を尊重する態度を育成するための必要な知識等を修得させ、各地域において、人権教育に関する研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が受講者により行われることを目的として、「人権教育指導者養成研修」を実施している。

また、学校における校内研修の中で人権教育についての研修が取り組まれているほか、多くの都道府県教育委員会等において人権教育担当者向けの研修が実施されているとともに、初任者研修や10年経験者研修などライフステージに応じた研修のプログラムにおいても人権教育に関する内容が扱われている。

### 第3条

81. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ36参照。

82. また、居住や職業選択における人種的分離に関し、我が国憲法第22条第1項は、「何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」旨規定している。また、教育分野についても憲法第26条第1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」旨規定している。

### 第4条

#### 1. 留保

83. 我が国が本条約第4条(a)及び(b)に関して付している留保及びその理由については、第1回・第2回政府報告パラグラフ72から74参照。

84. 右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。

85. 我が国は、人種差別撤廃委員会より、第3回・第4回・第5回・第6回

政府報告を受けて出された最終見解で、本条約第4条(a)及び(b)の留保の維持の必要性につき、留保の範囲の縮小、及びできれば留保の撤回を視野に入れて検証することを慫慂する旨の勧告を受けたが、以上の理由により撤回又は範囲の縮小は考えていない。

## 2. 流布、扇動、暴力の処罰化

86. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ39、40参照。

## 3. 情報分野における規制等

87. 総務省は、電気通信事業者団体が作成した、インターネット上の人種差別を含む違法・有害情報への対応に関する「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約款モデル条項」等の周知活動を支援している。

88. また、インターネット上の権利侵害情報について、プロバイダ等が当該情報を削除等した場合の責任を制限する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。)(2002年5月施行)の運用に努めている。

89. 特に、電気通信事業者団体等で構成される協議会により、プロバイダ等の行動指針としてプロバイダ責任制限法の施行に併せて策定された「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の2004年10月の改定において、インターネット上の人権侵害事案で、被害者が自ら削除要請するのが困難であるなど一定のものについて、法務省の人権擁護機関が権利侵害情報の削除依頼を行う手続等が新たに盛り込まれたが、総務省は本ガイドラインの周知活動の支援等を行っている。

90. 放送については、放送法の規定により、放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること等とされているほか、放送番組の編集の基準(番組基準)を定め、これに基づいて放送番組の編集をし、また、放送番組の適正を図るために放送番組審議機関を設置することとされている。これらの規定を通じて、各放送事業者は、放送番組が、人種差別の流布、扇動及び暴力を正当化し、もしくは助長することによって、公安及び善良な風俗を害すること等のないよう適切に放送を行うこととなる。

91. 学識経験者やジャーナリスト、メディア関係者などからなる「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」を2009年12月から約1年間開催し、放送事業者や彼らが自主的に設立した「放送倫理・番組向上機構（BPO）」等による自律的な取組みを促す報告書をまとめている。

#### 4. 扇動団体の活動の禁止

92. 第1回・第2回政府報告パラグラフ88から90参照。

#### 5. 人種差別的動機の刑法上の取扱い

93. 人種主義的動機は、我が国の刑事裁判手続において、動機の悪質性として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している。

#### 6. 国内裁判所の関連判決

94. 本条約第4条に関連する人種差別の事例を扱う裁判所の判決（2008年1月から2012年12月）の例については、以下のとおり。なお、本条約その他の条文に関連する裁判所の判決の情報については、第6条部分を参照。

#### 2009年5月28日東京地方裁判所判決

95. 出入国管理及び難民認定法所定の「定住者」の地位を定める定住者告示において、法務大臣が、出入国管理の目的の一つである国内の治安の維持の観点から、日系人及びその家族との関係において、「定住者」の在留資格の決定の要件として素行善良を原則として付加したこと<sup>2</sup>が、法務大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められず、不合理な差別又は人種差別の行為・慣行の従事及び助長・扇動に当たるということでもないから、憲法14条1項（平等原則）並びに人種差別撤廃条約2条1項(a)及び4条(c)に違反しないと判断された事例。

---

<sup>2</sup> 法務省告示（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）に素行善良要件を加える告示（平成18年法務省告示第172号）。日系人及びその家族のうち、中国残留孤児及びその親族並びにインドシナ難民及びベトナム難民は追加の対象から除外されている。）

## 第5条

### 1. 裁判所の前で平等な取扱いを受ける権利

96. 第1回・第2回政府報告パラグラフ91、92参照。

### 2. 暴力又は傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利

97. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ49及び第1回・第2回政府報告パラグラフ96、97参照。

98. 我が国では、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止するために、厳格な出入国審査を実施しているが、その一環として2007年11月20日から個人識別情報を活用した入国審査を実施しており、我が国に上陸しようとする外国人に対し、指紋及び顔写真の提供を義務付けている。この審査は、外交・公用の資格を付与される者、16歳未満の者等の一部の例外を除き、すべての外国人に義務付けられるものであり、本審査の実施に当たり、人種、民族等を理由とする差別的な取扱いは行っていない。

### 3. 政治的権利

99. 第1回・第2回政府報告パラグラフ102から106参照。

100. なお、外国人が家事調停委員に就任できないことについては、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるところ、裁判所の非常勤職員である調停委員は、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員に該当し、その就任には日本国籍が必要であると考えられることから、国籍を理由とした差別的な取扱いには当たらない。(法務省)

### 4. 市民的権利

#### (1) 移動及び居住の自由の権利

101. 第1回・第2回政府報告パラグラフ107参照。

#### (2) 出入国の自由の権利

102. 第1回・第2回政府報告パラグラフ108から111参照。

103. 送還先に関しては入管法第53条に規定されており、原則として送還を受ける者の国籍又は市民権の属する国に送還されるが、同条第3項で送還先

に含まない国として、「(法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除き、) 難民条約第 33 条第 1 項に規定する領域の属する国」(同条第 3 項第 1 号)、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第 3 条第 1 項に規定する国」(同条第 3 項第 2 号) 及び「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第 16 条第 1 項に規定する国」(同条第 3 項第 3 号) と定めており、送還される者が、原則として、拷問等深刻な人権虐待を受けるリスクのある国又は地域へ送還、移送されないことが明文化されている。

### (3) 国籍の権利

104. 我が国の国籍法は、出生による国籍の取得について、第 2 条で規定しているが、同条は「子は、次の場合には、日本国民とする。」として、第 1 号で、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき。」、第 2 号で、「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。」、第 3 号として、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。」としている。また、届出による国籍の取得について、同法第 3 条及び第 17 条第 1 項、第 2 項等に規定されているが、その要件は、例えば第 3 条にあっては、(i) 父又は母が認知したこと、(ii) 子が 20 歳未満であること、(iii) 認知をした父又は母が子の出生当時日本国民であったこと等であり、また、第 17 条第 1 項にあっては、(i) 国籍不保留により日本国籍を喪失したこと、(ii) 20 歳未満であること、(iii) 日本に住所があることである。

105. 帰化については、同法第 4 条に規定され、第 5 条に帰化についての最低条件が規定されている。その条件は、住所条件、能力条件、素行条件、生計条件、重国籍防止条件、憲法遵守条件である。

106. しかし、上記のいずれの場合も、これらの要件の適用に当たっては、憲法第 14 条の原則に基づき、人種、民族等による差別なく、平等に取り扱っている。

107. 我が国の国籍法では、原則として父母両系血統主義 (the jus sanguinis principle) を採用しているが、この主義を貫くと、我が国で出生した子が無国籍となる場合も生じ得ることから、これを防止するため、出生地主義 (principle of place of birth) を加味するという配慮をしている。

108. すなわち、子が日本で出生した場合において、父母がともに知れない

とき、又は国籍を有しないときには、子は出生により日本国籍を取得するとされている（国籍法第2条第3号）。

109. また、この措置によっても、限られた範囲で、なお、無国籍となる場合があり得るので、日本で出生し、無国籍である子が帰化する場合には、その条件が一般の外国人に対する条件に比して、極めて緩和されている（同法第8条第4号）。

（4）婚姻及び配偶者選択の権利

110. 第1回・第2回政府報告パラグラフ116参照。

（5）単独（及び共有）所有権

111. 第1回・第2回政府報告パラグラフ117参照。

（6）相続権

112. 第1回・第2回政府報告パラグラフ116参照。

（7）思想、良心及び宗教の自由の権利

113. 第1回・第2回政府報告パラグラフ118、119参照。

114. なお、文中の「教育基本法第9条第1項」は「教育基本法第15条第1項」に改める。

（8）意見及び表現の自由並びに平和的な集会及び結社の自由の権利

115. 第1回・第2回政府報告パラグラフ120参照。

## 5. 経済的、社会的及び文化的権利

（1）労働に関する権利

116. 第3回・第4回・第5回・第6回報告パラグラフ52参照。

117. 労働組合法第3条は、「この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう」と規定している。また、労働組合法第2条は、「この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう」と規定するとともに、同条第1号において、使用者の利益を代表する者の参加を許す団体は労働

組合法上の労働組合ではない旨を規定しているが、労働組合を組織する労働者について、国籍等による区別は設けられていない。したがって、外国籍である者や条約の下に保護されるべきグループの者に対しても、労働組合の結成及び参加の権利は付与されている。

## (2) 住居に関する権利

118. 賃貸住宅における入居者選択の際の平等取扱いに関しては、公的な住宅等の入居者資格等については、公営住宅法、住宅地区改良法、住宅・都市基盤整備公団法、地方住宅供給公社法、独立行政法人住宅金融支援法等において入居者の募集方法、資格、選考につき公正な手続及び要件を定めている。

119. また、民間賃貸住宅に関しては、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための取組を支援している。

120. 入居者選択の際における不当な取扱いに対しては、法務省の人権擁護機関は関係者に対する啓発等を通じて平等の確保に努めている。

## (3) 公衆の健康、医療、社会保障、社会的サービスに関する権利

121. 第1回・第2回パラグラフ132から135参照。

122. なお、パラ132の「助産婦」は「助産師」に、「保健婦助産婦看護婦法」は「保健師助産師看護師法」に、パラグラフ133の「児童手当」は「児童手当（中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している者に対し支給される。）」に、「児童扶養手当」は「児童扶養手当（18歳未満の子を養育する母子家庭及び父子家庭に対し支給される。）」に、パラグラフ135の「（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、失業扶助、葬祭扶助）」は「（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）」に改める。

123. また、2010年度における、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数は、68,965人となっている。詳細は別添1を参照。

## (4) 教育及び訓練に関する権利

124. 教育については、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給



与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

125. 市町村教育委員会においては、外国人の子どもたちが公立の義務教育諸学校へ就学する機会を逸することがないように、就学年齢相当の子どもを持つ外国人保護者に対して、就学案内を発給している。

126. また、高等学校についても、学校教育法の下、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者は、人種、国籍等いかなる差別なく、入学資格が認められている。

127. 外国人の子どもの公立学校での受入れに当たっては、適切な日本語指導や日本の学校への適応指導を行うための体制を整備する必要があり、文部科学省では、(特に義務教育学校段階の外国人の子どもの学びを支えるため)以下のような施策に取り組んでいる。

- ・ 日本語指導の充実を図るための教員定数の加配措置の実施
- ・ 外国人児童生徒に対する教育に携わる教員や校長等の管理職及び指導主事を対象とした日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修の実施
- ・ 日本の教育制度や就学の手続などをまとめた就学ガイドブック及び概要版のポルトガル語、中国語など7言語での作成及び教育委員会等への配布
- ・ 入学・編入学前後の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)、学校での日本語指導の補助や学校と保護者との連絡調整などを行う際に必要な外国語の分かる支援員の配置などを行う事業の実施

128. このほか、子どもたちが国際的視野を持ち、異なる習慣や文化を持った人々を理解し、共に生きていくための資質や能力を育成することも重要であり、現在各学校において、社会科などの各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間等を通じて国際理解教育が行われている。その中で、地域の実情や当該児童生徒の実態等に応じて、外国人の児童生徒の母語、母文化等に関する学習を、総合的な学習の時間等を活用して行うことも可能である。なお、母語・母文化等に関する学習を、課外活動において行うことも可能であり、複数の地方公共団体において実践されているところである。

129. 文部科学省では、2006年度から2009年度まで、国際理解を深め、国際社会で主体的に活躍できる人材を育成するための「国際教育推進プラン」を実施し、先進的な取組を実践する市町村や学校等を支援してきたほか、

同プランにおける実践事例等について、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を対象に開催している連絡協議会において紹介するなど、国際理解教育の推進に努めている。

130. このほか、日本の小・中・高等学校等に在籍し、災害共済給付制度へ加入している外国人の児童生徒等が被災した場合、日本人と同様、災害共済給付の対象となる。

131. 日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者の養成、外国人児童生徒の母国政府等との協議会の開催、及び外国人児童生徒の就学支援や日本語指導の体制の構築等を行っている。

132. なお、インターナショナル・スクールなどの外国人学校は、その一部が各種学校として都道府県知事の認可を受けており、その自主性は尊重されている。

133. 後期中等教育段階においても、家庭の教育費負担の軽減のため、2010年4月から公立高校の授業料を無償にするとともに、国立・私立高校等の生徒に支援金を支給する制度（公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度（Free tuition fee at public high schools / High school enrollment support fund system）を開始している。

134. この制度は、1）国公立の高等学校、2）中等教育学校（後期課程）、3）特別支援学校（高等部）、4）高等専門学校（第一学年から第三学年）、5）専修学校高等課程、6）各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定する学校に在学する生徒であれば、国籍を問わず制度の対象としている。なお、各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとしては、a) 大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの、b) 国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの、c) a及びbに掲げるもののほか、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したものを対象と認めている。

（5）文化的な活動への平等な参加に関する権利

135. 第1回・第2回政府報告パラグラフ142参照。

## 6. 公衆の使用を目的とする場所又はサービスを利用する権利

136. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ56、57参照。

## 7. 社会的指標に関する情報

137. 別添2から10参照。

## 第6条

### 1. 司法機関による救済

138. 第1回・第2回政府報告パラグラフ145から149参照。

139. 「人種差別」の事例を取り扱った最近の裁判例は以下のとおり。

2008年11月27日大阪高等裁判所判決

140. 市による在日外国人向け教育事業の縮小・廃止によりマイノリティとしての教育を受ける権利を侵害された等と主張して、外国籍である原告らが損害賠償を求めたことに対し、人種差別撤廃条約第2条第2項は、その規定の仕方からして、締約国が当該権利の実現に向けた積極的施策を推進すべき政治的責任を負うことを定めたにすぎず、この規定から直ちに、マイノリティの教育権という具体的な権利が保障されていると認めることはできないこと、また、市による外国籍の子どもらを対象にした教育事業の実施によって原告らが得た利益は、事実上の利益に過ぎず、(同事業の実施によって)上記教育権が具体的な権利として確立されたとは認められないとされた事例。

### 2. 行政機関による救済

#### (1) 法務省の人権擁護機関の組織

141. 人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8か所)、地方法務局人権擁護課(全国42か所)及びこれらの支局(全国265か所(2012年7月1日現在))が設けられている。

また、我が国においては、全国で約1万4000人の人権擁護委員(法務大臣が委嘱した民間のボランティア)が、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局と協力して、人権擁護活動を行っている。

法務省人権擁護局、法務局人権擁護部・地方法務局人権擁護課及びこれらの

支局並びに人権擁護委員を総称して、「法務省の人権擁護機関」と呼ばれている。

(2) 法務省の人権擁護機関による人権相談及び人権侵害事件の調査救済活動  
142. 法務省の人権擁護機関は、人種差別行為を含むあらゆる人権侵害行為を対象として、全国315か所(2012年7月1日現在)にある法務局・地方法務局及びその支局などにおいて、広く人権相談に応じている他、公正中立な立場から、人権侵害事件の調査救済活動を行っている。人権侵害事件の調査救済活動の概要は次のとおり。

(a) 救済手続の開始

143. 人権擁護機関は、人権侵害行為による被害者若しくはその親族その他の関係者からの申告又は関係行政機関からの通報等により、人権侵害行為が疑われる事案を認知した場合、救済手続を開始する。被害の申告は、法務局・地方法務局及びその支局の窓口で口頭、書面、電話、Eメールなどの方法により行うことができる。

144. また、外国人に関する人権問題について、外国語通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方方法務局に開設しており、各相談所で対応言語は異なるものの、英語や中国語等計7か国語による人権相談に応じている。

(b) 調査の実施

145. 人権擁護機関の職員又は人権擁護委員が、関係者への事情聴取その他の必要な調査を行う。

146. 人権擁護機関が行う調査には強制力がなく、あくまで関係者の任意の協力によるもの(いわゆる任意調査)である。その理由は、人権擁護機関の行う調査は、刑事事件の捜査のように犯罪者に対する刑事制裁を目的とするものではなく、調査や救済措置を通じて関係者に人権尊重の意識を啓発することによって、人権侵害の状況を自主的に排除させ、被害者の救済を図ることを目的としているからである。

(c) 救済措置等

147. 人権擁護機関は、事案に応じ、被害者への援助(関係行政機関又は関係のある公私の団体への紹介、法律上の助言等)や、被害者とその相手方との関係の調整を行うほか、調査の結果、人権侵害行為の事実が認められた場合には、次のような救済措置を講じている。

① 「要請」

人権侵害行為による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置をとることを要請すること。

② 「説示」

人権侵害行為をした者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること。

③ 「勧告」

人権侵害行為をした者に対し、その行為をやめさせ、又は同様の行為を繰り返させないため、文書で、人権侵害行為の事実を摘示して必要な勧告をすること。

④ 「通告」

関係行政機関に対し、文書で、人権侵害行為の事実を通告し、適切な措置の発動を求めること。

⑤ 「告発」

刑事訴訟法の規定により、文書で、告発すること。

148. 調査の過程において、人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発を行う必要があるときは、人権擁護機関は、事件の関係者等に対し、事案に応じた啓発を行っている。

149. 人権侵犯事件の受理件数は、2011年は22, 168件となっている。なお、2011年に処理した事件のうち、差別事案として、以下のような事例がある。

(a) 機材レンタル店において同店会員登録とカメラのレンタルを申し込んだ外国人が、外国籍であることを理由に同サービスの提供を拒否された事例について、法務省の人権擁護機関が調査を行ったところ、同店は外国人がレンタル機材を自国に持ち帰ってしまうというリスクを回避するために、日本国籍を有していない者に対しては同会員規約において一律に会員登録を断っている旨回答を得た。同店は当該調査を受けて、同会員規約を自主的に見直し、外国人であっても同サービスを利用できるよう改善した。(処理結果：援助)

(b) 職場での上司との口論の中で、外国人であることが問題の原因である発言がなされた事例において、法務省の人権擁護機関が調査を行ったところ、同上司は当該発言を行ったことを反省しており、差別する意図はなかったこと及び誤解を与えてしまったことについて謝罪する意思があることを確認した。当該調査の内容を被害者に伝えたところ、被害者は同上司が被害者に対して謝罪の気持ちがあることを受け止め、当該人間関係が修復された。(処理結

果：調整)

150. 外国人に関する人権侵犯及び相談件数の推移に関する統計資料は別添11参照。

### 3. 司法アクセスの確保

151. 法務省の人権擁護機関は、被害者に対する簡易・迅速・柔軟な人権救済を目的とし、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済手続を無償で提供している。人権侵犯事件の調査救済活動は、人権擁護機関が職権で行うものであり、被害の申告に当たって、何ら法律その他の知識が要求されるものではない上、申告者が社会的非難や報復を恐れることがないよう、申告者の秘密は厳守される。

152. また、人権擁護機関は、様々な人権啓発活動を通じて、個人が有する権利について周知・広報に努めているほか、人権相談を受けた場合においては、事案に応じて、相談者の有する権利について適切な助言を行っている。

153. 総合法律支援法に基づいて2006年に設立された日本司法支援センター（法テラス）は、人種差別の犠牲者等に対して、補償等の法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供しているほか、人種的動機による犯罪の被害者等に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を無料で紹介している。

154. また、法テラスは、人種差別の犠牲者等が、加害者に対して損害賠償を求める場合等において、資力が乏しいために弁護士に相談することや、民事訴訟を遂行することができない人種差別の犠牲者等に対し、無料法律相談の実施や弁護士費用の立替え等を行っている。

155. 我が国の民事訴訟法には、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者について、勝訴の見込みがないとはいえない場合に裁判費用等の支払を猶予する訴訟救助の制度が設けられている（民事訴訟法第82条以下）。

### 4. 犯罪被害者支援

156. 警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等を通じ犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関

であることから、犯罪被害者の視点に立った各種施策の推進に努めている。

157. 警察による犯罪被害者支援の具体的施策としては、犯罪被害給付制度の運用、犯罪被害者への情報提供、相談、カウンセリング体制の整備等がある。

158. 犯罪被害者への情報提供に関しては、刑事手続の概要や犯罪被害給付制度等の犯罪被害者等が利用できる制度をわかりやすくまとめた「被害者の手引」を作成、交付し、また、殺人、性犯罪等の身体犯及びひき逃げ事故、交通死亡事故の被害者や遺族に対し、捜査状況等の適切な連絡を行うための「被害者連絡制度」を実施するなどしている。

159. 検察庁、刑事施設、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会及び保護観察所は、捜査・公判・裁判（審判）後の各段階において、犯罪被害者等からの申出に応じて、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判の結果、犯罪加害者の受刑中又は少年院在院中の処遇状況、仮釈放及び少年院からの仮退院の審理に関する事項、保護観察中の処遇状況等を通知している。また、公判段階においては、犯罪被害者に関する情報の保護、被害者参加制度、損害賠償命令制度など、犯罪被害者の権利利益を保護する諸制度が設けられている。さらに、更生保護における犯罪被害者支援制度として、仮釈放及び少年院からの仮退院の審理において被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する意見等聴取制度、被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達する心情等伝達制度、被害者等からの相談に応じたり関係機関等の紹介等を行う相談・支援制度が設けられている。なお、これらの諸制度を分かりやすく解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」（日本語版及び英語版）、「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」を作成し、配布している。

160. 日本司法支援センター（法テラス）は、上記「3. 司法アクセスの確保」に加え、被害者参加制度により刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等が経済的に余裕がない場合に、国がその費用を負担して弁護士による援助を受けられるようにするに際し、その弁護士の候補を指名して裁判所に通知している。

161. これらの施策は、犯罪被害者の人種、民族等の差別なく実施されている。

## 5. 民事訴訟における立証責任

162. 我が国の民事訴訟においては、原則として、権利の発生・変更・消滅を主張する当事者は、それぞれの法律効果を基礎付ける要件事実について立証責任を負い、要証事実について裁判所に確信を抱かせることができなければ、自らの主張する法律効果が認められないこととなる。このことは、人種差別行為を受けたと主張する者が民事訴訟において救済を求める場合であっても同様である。

## 6. 個人通報制度

163. 人種差別撤廃条約第14条の定める個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識。

164. 同制度の受入に当たって、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っている。2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めていく。

## 第7条

### 1. 教育及び教授

#### (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

165. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ77から79参照。

#### (2) 教育制度に関する一般的情報

166. 第1回・第2回政府報告パラグラフ169、170参照。

167. 更に、大学及び短期大学においては、その自主的な判断により、様々な人権に関する講座・科目等が全国で設けられており、人権に関する学生の知識と理解が深められている。

#### (3) 相互理解に向けた取組

168. 学校において児童生徒に基本的人権尊重の精神を正しく身につけさせるとともに、異なる人種、民族について理解を深め人種・民族に対する差別や偏見をなくすことは重要であるとの認識に立ち、学校の教育活動全体を通じた



人権に配慮した教育を行うことを一層推進することとしている。

169. 文部科学省においては、学校における人権教育の推進のため、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施しているところである。

170. また、2003年から「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を開催しており、2008年3月には「第三次とりまとめ」をとりまとめ、2008年及び2009年においては、三次にわたる「とりまとめ」が教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組においてどのように活用されているかを検証することを目的とした調査を実施し、その分析を行った。

171. さらに、2010年からは都道府県教育委員会等における人権教育の担当者を集めた「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催するとともに、人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例を収集・公表する取組を行っている。

#### (4) 教科書に関する情報

172. 我が国の教科書については、教科書検定制度が採用されており、学習指導要領等に基づき、民間が著作・編集した図書について、教科用図書検定調査審議会の学術的・専門的な審議を経て公正・中立に行われ、合格したものの使用を認めている。

173. なお、例えば中学校社会科の教科書においては、人間の尊重や基本的人権に関する記述や、アイヌ民族などに関する記述がなされている。

#### (5) 法執行当局職員に対する研修

174. Ⅲ. 第2条3.(1)から(6)及び(9)、(10)参照。

#### (6) 法務省の人権擁護機関の啓発活動

175. 法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために、啓発冊子・パンフレット・ポスター等の作成・配布、講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアやインターネットを活用した啓発活動など様々な手法による啓発活

動を実施している。

176. 法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開してきている。人権週間においては、法務省の人権擁護機関は「アイヌの人々に対する理解を深めよう」、「外国人の人権を尊重しよう」等を強調事項として掲げ、全国を通じて、様々な啓発活動を強化している。

177. また、全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（1949年6月1日）を記念して、毎年6月1日を人権擁護委員の日と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及・高揚のため、全国的な啓発活動を行っている。

178. 法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の一環として、学校における啓発活動も行っている。例えば、1982年度から主に小学生に対して、花を育てることを通じて生命の尊さや思いやりを育てる「人権の花運動」を行っている。中学生に対しては、人権を題材にした作文コンテストが行われており、2011年度は約89万編の応募があった。また、人権擁護委員が中心となって学校等を訪問して、子どもたちがいじめ等について考える機会をつくる「人権教室」も行っている。これらは、小・中学生等に人権尊重の重要性、必要性について理解を深める良い機会となっている。

## 2. 文化

### (1) アイヌ文化

179. アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現等を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が1997年5月に制定され、同年7月に施行された。国、地方公共団体及び同法の指定法人は、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する普及啓発、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生を図るための施策を実施している。

180. 国及び北海道は、同法の指定法人であるアイヌ文化振興・研究推進機構（FRPAC）の事業に要する経費のほぼ全額に対し、補助金を交付している。

181. 1997年以降15年間にわたるアイヌ文化振興等の取組に対するアイヌの人々及び関係団体の評価は高く、FRPACのアンケート調査では、2/3の回答者が、アイヌ文化の普及が大きく進展したと回答している。

## (2) 国際文化交流

182. 第1回・第2回政府報告パラグラフ178、179参照。

## (3) 芸術的分野

183. 我が国の文化人・芸術家等を諸外国に派遣し、日本文化の理解の深化を図る一方、外国人芸術家等が我が国に滞在し、創作活動を行う事業への支援を通じて、国内外の文化人・芸術家の交流を促進し、各国の文化芸術に対する相互理解の増進を図っている。

184. また、国内外の著名な文化人・芸術家等を招へいし、「文化の多様性」をテーマに、文化に関する様々な分野における最新の状況や課題などについて議論を行う国際会議を開催するなど、文化的多様性の保護・促進を図っている。

## (4) 言語政策

### (a) 外国人への日本語教育

185. 日本に住んでいるマイノリティーである外国人に対する日本語教育についてコミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っている。

186. 主な取組としては、文化審議会国語分科会において、外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案や教材例集を作成するとともに、外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように、日本語教室の設置運営、日本語教育を行う人材の養成や研修等の各種事業を実施している。

### (b) アイヌ語

187. アイヌ語をアイヌ民族以外に広めるために行っていることとして、2009年2月にユネスコが、アイヌ語、八丈語（八丈方言）、奄美語（奄美方言）等を含む国内の八つの言語・方言が消滅の危機にあると発表したことを受けて実態調査を含む調査研究を行った。この調査研究において、アイヌ語については、アイヌ語の特徴、危機の程度、アイヌ語に関する資料、アイヌ語教育の状況についてまとめており、文化庁ホームページで、その調査結果を公開している。

188. また、国は、法律に基づき、アイヌ文化の振興等を目的とする財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定法人に指定するとともに、当該法人が行う「アイヌ語ラジオ講座」、「アイヌ語上級講座」、「アイヌ語弁論大会」等の事業に対する補助を実施している。

### 3. 情報

#### (1) 条約の目的及び原則の普及

189. 人種差別撤廃条約の主な内容については、インターネットを通じた情報提供を行い、この条約の意義、内容等の普及に努めている。また、政府報告に対する委員会の最終見解等これまでの政府報告に関連する情報については、外務省のホームページに掲載することで広く一般に公開している。また、今次政府報告等についても同様に対応する予定である。

#### (2) 放送事業者の取組の促進

190. 放送については、放送法の規定により、放送事業者は、放送番組の適正を図るために放送番組審議機関を設置することとされている。この放送番組審議機関の答申・意見を尊重することにより、各放送事業者は、放送番組が、人種差別の流布、扇動及び暴力を正当化し、もしくは助長することによって、公安及び善良な風俗を害すること等のないよう適切に放送を行うこととなる。

191. 学識経験者やジャーナリスト、メディア関係者などからなる「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」を2009年12月から約1年間開催し、放送事業者や彼らが自主的に設立した「放送倫理・番組向上機構（BPO）」等による自律的な取組みを促す報告書をまとめている。